

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本府の採捕の数量を公表します。

令和3年2月15日

京都府知事 西脇 隆俊

1 第1種特定海洋生物資源の種類

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚

2 管理期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 知事管理量に対する採捕の数量の割合

80.7% (A/B)

※ 定置漁業における採捕の数量：27.842トン (A)

知事管理量のうち定置漁業の割当量*：34.5 トン (B)

(*「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について」(令和3年2月2日変更)の第3に規定された数量)

4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期

令和3年3月

(参考：令和3年1月31日時点の定置漁業の採捕の数量：20.8トン)

直近3年間の採捕の数量 2月：0.2～9.8トン、3月：0.2～3.1)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第9条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕に関する指導について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第9条第2項に基づき、本府の知事管理量について適切な管理措置を実施するよう指導します。

令和3年2月15日

京都府知事 西脇 隆俊

1 第1種特定海洋生物資源の種類

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚

2 管理期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 管理措置

(1) 定置漁業

漁業者は網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、生残個体の放流など漁獲量のさらなる削減策を講じること。

4 有効期間

この指導は、令和3年3月31日限り、その効力を失う